设	設。	局
	11	布

# 件名 近畿地方建設局事業評価監視委員会の 講事録及び会議資料の公表について (<sup>平成11年度 第3回</sup> 開催日:12月 7日(火))

取扱い

配布場所	近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ

(

	近畿地方建設局 TEL 06-6942-1141(代表)
問合わせ先	委員会の         企画部企画課長         岩崎 福久 (内線3151)           審議内容         06-6942-4090(夜間直通)
	道路関係の 道路部道路計画第一課 東川 直正 (内線4211) 会議資料 06-6945-6355(夜間直通)

## 近畿地方建設局事業評価監視委員会の議事録 及び会議資料の公表について

平成11年12月7日に開催しました、近畿地方建設局事業評価監視委員会(平成11年度 第3回)の議事録及び会議資料について、別添資料のとおりお知らせします。

別添資料内訳

〇議事録、出席者名簿

〇近畿地方建設局事業評価監視委員会資料

#### 議事次第

- 資料No. 1 建設省所管公共事業の再評価実施要領の改定について
- 資料No. 2 建設省所管公共事業の事後評価基本方針(案)について

資料No. 3 近畿地方建設局事業評価監視委員会規則及び 近畿地方建設局事業評価監視委員会運営要領の改定について

- 資料No.4 事業再評価対象箇所の位置図及び一覧表(道路事業)
- 資料No.5 事業再評価対象箇所の概要

## 近畿地方建設局事業評価監視委員会(平成11年度第3回) 議事録

- 1. 日 時 平成11年12月7日(火) 9:30~12:00
- 2. 場 所 プリムローズ大阪
- 3. 出席者
  - 委 員 吉川 和広 委員長
     池淵 周一 委員、端 信行 委員、
     林 宜嗣 委員、槇村 久子 委員
     (辻 武司 委員、堀切 民喜 委員は欠席)
  - 事務局 近畿地方建設局長、各部長 ほか
- 4. 議事

(

Ĺ

1)開会

·近畿地方建設局長挨拶

- 2)事務局説明
  - ・建設省所管公共事業の再評価実施要領の改定について 建設省所管公共事業の事後評価基本方針(案)について説明
  - ・近畿地方建設局事業評価監視委員会規則及び
     近畿地方建設局事業評価監視委員会運営要領(案)について

近畿地方建設局事業評価監視委員会運営要領(案)については審議のうえ、改正された。

- 3) 道路事業の抽出審議
  - ・道路事業の再評価対象事業は、高規格幹線道路3箇所、地域高規格道路1箇所、 一般改築8箇所、合計12箇所。(その内訳は、事業化後、又は都市計画変更後 10年間を経過して継続中の事業が6箇所。残る6箇所は15年、20年と、5 年単位で期間が経過して継続中の事業。)

このうち、事業規模・事業種別・事業の進捗状況等の観点から、次の4事業を 抽出し、次回の委員会で審議いただくこととなった。 ①事業規模が大きいという観点から、158号永平寺大野道路
 ②事業種別の観点から地域高規格道路として、165号南阪奈道路
 ③事業の進捗率が上がっていないという観点から、161号小松拡幅
 ④その他一般改築事業からバイパス事業として、28号洲本バイパス

- 4)委員からの主な意見
  - ・現在行われている直接便益によるB/Cの評価以外に、環境改善効果、リダンダンシー等の効果を含めた総合的な評価について、研究していくことが望まれる。 ・次回、参考として開通している道路について、状況を教えてほしい。
- 5) その他

ſ

ĺ

・管理ダムのフォローアップについて 事後評価の事例として紹介

#### 以 上

近畿地方建設局事業評価監視委員会(平成11年度第3回)

日時:平成11年12月7日(火)AM9:30~ 場所:プリムローズ大阪 2F 鳳凰西の間

## 議 事 次 第

1. 開 会

Í

再評価実施要領の改定について
 事後評価基本方針(案)について

3. 事業評価監視委員会規則及び運営要領の改定について

- 4. 道路事業の審議
  - 1) 資料説明

2) 道路事業の抽出審議

- 5. その他
- 6.閉 会

平成11年度第3回 近畿地方建設局事業評価監視委員会 出席者名簿

### 監視委員会委員

L

#### 敬称略 五十音順

池	淵	周		京都大学防災研究所教授
计	葥	信	行	国立民族学博物館教授
木	<b>木</b>	宜	嗣	関西学院大学経済学部教授
槇	村	久	子	奈良県立商科大学商学部教授
吉	Ш	和	広	関西大学工学部教授

近畿地方建設局幹部職員

近畿地方建設局	局			長	藤	芳	素	生
	総	務	部	長	伊	藤	;	字
	企	画	部	長	横	田	耕	治
	河	Ш	部	長	坪		作	ŧ
	道	路	部	長	佐	野	正	道
	営	繕	部	長	鈴	木	ΤĒ	男
	用	地	部	長	小	山	亮	_
	企	画言	周査	官	横	Щ	晴	生
	河	川言	周査	官	森	Ш		郎
	道	路言	周査	官	大	井	健 -	- 郎

NO.1 近畿地方建設局 事業評価監視委員会 (平成11年度第3回)

## 建設省所管公共事業の再評価実施要領の改定について

ţ

建設省所管公共事業の再評価実施要領の改定概要

1

ł.

- (1) 建設省所管公共事業の再評価実施要領の改定概要
  - 1. その他施設に該当する事業(官庁営繕事業)において、経過期間の見直し を行った。

①事業採択後3年間を経過した時点で未着手の事業(現行は5年間) ②事業採択後7年間を経過した時点で継続中の事業(11110年間)

2. 再評価実施後一定期間が経過している事業について、事業期間等を考慮し、 再評価を実施することとし、直轄事業については再評価実施後の5年後とし ている。(講社部業励10%)

ただし、平成10年度再評価を実施した事業については、再評価実施後(平 成10年以降)5年以内に再評価の対象とすることとしている。

3.事業評価監視委員会の役割について、表現を明確にした。 「事業評価監視委員会は、<u>再評価の実施手続きを監視し</u>、・・・」

## 建設省所管公共事業の再評価実施要領

T

(1) 建設省所管公共事業の再評価実施要領

(2) 再評価実施要領の変更箇所対比表

#### 第1 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、再評価システムを導入する。再評価システムは、事業採択後一定期間を経過した後も未着工である事業、事業採択後既に長期間が経過している事業等の再評価を行い、事業の継続に当たり、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を休止又は中止することとするものである。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、建設省が所管する以下の事業のうち、管理に係る事業等を除く全 ての事業とする。

(1) 直轄事業

(2)公団施行事業

(3) 補助事業等

別紙-1に代表的な事業を示す。

#### 第3 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は、以下の事業とする。

1 事業採択後一定期間を経過した後も未着工の事業

この場合において、「事業採択」とは、「事業費が予算化された時点」、「一定期 間」とは、「5年間」(但し、「その他施設費」に該当する事業については「3年 間」)、「未着工の事業」とは、「用地買収手続きと工事のいずれにも着手していな い事業」とする。なお、土地区画整理事業、市街地再開発事業については、権利変換 等が実施されている場合は、「未着工の事業」とはしないものとする。具体的な例は 別紙-2のとおりである。

なお、事業採択後5年間を経過した時点で着工済みの事業についても、再評価の実施主体は事業の進捗状況、地元情勢等により事業が順調に進展しているかどうかを確認し、再評価の実施の必要性を判断するものとする。

2 事業採択後長期間が経過している事業

この場合において、「長期間が経過している事業」とは、「10年間を経過した時 点で、一部供用されている事業を含め、継続中の事業」(但し、「その他施設費」に 該当する事業については、「7年間を経過した時点で継続中の事業」)とする。

#### 3 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業

事業採択前の準備・計画段階で個別箇所が明確になる事業については、再評価を実施するものとする。この場合において、「準備・計画段階」とは、「道路事業、街路 事業については、高規格幹線道路、地域高規格道路、連続立体交差事業等(高速国道、 都市高速を除く)の大規模な事業箇所で着工準備費が予算化された時点から事業採択 に至るまでの段階、ダム事業については、実施計画調査費が予算化された時点から河 川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし、「一定期間」とは「5年間」とする。

4

- 4 再評価実施後一定期間が経過している事業
- 再評価実施後一定期間が経過している事業については、事業期間等を考慮し、再評 価を実施することとする。この場合において、「再評価実施後一定期間が経過してい る事業」とは「再評価実施後に別紙-3に示す期間を経過した時点で継続中又は未着 工の事業(一部供用事業を含む。)」を示すものとする。
- 5 留意事項
  - 社会的状況の急激な変化等により、再評価の実施主体が再評価を実施する必要性 があると判断した場合には、随時再評価を実施するものとする。
  - ② 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義の「事業費が予算化された時点」又は「準備・計画段階」の定義における「着工準備費が予算化された時点」を「都市計画の決定又は変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。
- 第4 再評価の実施及び結果等の公表

再評価の実施フロー図(例)を別紙-4、5に、再評価のシステムイメージ図を別紙-6に示す。

- 1 再評価の実施手続
- (1) 再評価の実施主体は以下のとおりとする。
   ①直轄事業にあっては、地方建設局等とする。
   ②公団施行事業にあっては、公団とする。
   ③補助事業等にあっては、地方公共団体又は地方公社とする。
- (2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。
  - 事業採択後一定期間を経過した後も未着工の事業にあっては、事業採択後5年 目の年度末(但し、「その他施設費」に該当する事業については、事業採択後3 年目の年度末)までに実施する。
  - ② 事業採択後長期間が経過している事業にあっては、事業採択後10年目の年度 末(但し、「その他施設費」に該当する事業については、事業採択後7年目の年 度末)までに実施する。
  - ③ 事業採択前の準備・計画段階で一定期間が経過している事業にあっては、道路・街路事業については着工準備費、ダム事業については実施計画調査費の予算化後5年目の年度末までに実施する。
  - ④ 再評価実施後一定期間が経過している事業にあっては、再評価実施時から別紙 -3に示す期間経過後の年度末までに実施する。
- (3) 再評価の実施主体の役割は以下のとおりとする。
  - ① 直轄事業において、地方建設局等は、関係する地方公共団体の意見の聴取等、 再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等(以下、「再評価に係 る資料の作成」という。)を行うとともに、事業の継続(必要に応じて事業手法、 施設規模等内容の見直し、配慮すべき事項)、休止又は中止の方針(これらに伴 う事後措置を含む)(以下、「対応方針」という。)(案)を決定して本省に送 付する。
  - ② 公団施行事業において、公団は、再評価に係る資料の作成を行うとともに、対応方針(案)を決定して本省に送付する。ただし、公団に対する補助事業につい

5

ては、公団は再評価に係る資料の作成、地方公共団体と十分な調整を図ったうえ での対応方針の決定、補助金交付に係る要求(間接補助事業の場合には地方公共 団体が実施)を行う。

- ③ 補助事業等において、地方公共団体又は地方公社は、再評価に係る資料の作成 を行うとともに、対応方針を決定して本省に送付し、必要な場合は補助金交付等 に係る要求(一般国道の新設、改築に係る大臣認可申請を含む。)を行うものと する。
- (4)対応方針の決定
  - ・直轄事業においては、本省は、地方建設局等と協議しつつ、地方建設局等が決 定した対応方針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。
  - ② 公団施行事業においては、本省は、公団と協議しつつ、公団が決定した対応方 針(案)に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。ただし、公団に対する 補助事業については、本省は公団が地方公共団体と調整を図り決定した対応方針 を尊重しつつ、当該事業の補助金交付に関して、審査を行った上で対応方針を決 定する。
  - ③ 補助事業等においては、地方公共団体又は地方公社が決定した対応方針を尊重し、本省は、当該事業の補助金交付等(一般国道の新設、改築に係る大臣認可を含む。)に関する対応方針を決定する。
- (5)河川事業、ダム事業の取扱

河川事業、ダム事業における再評価の実施手続きについては、河川法に基づく河 川整備計画の策定・変更の規定等によるものとし、公団施行事業においても、河川 整備計画の策定・変更の手続きの実施主体は地方建設局又は地方公共団体とする。

2 評価結果、対応方針等の公表

本省の事業所管部局は、評価結果、対応方針等を、結論に至った経緯、再評価の根 拠等とともに公表する。公表の時期は、基本的に年度予算の実施計画が承認された後 とする。なお、個別箇所で予算内示をされる事業については、概算要求書の大蔵省へ の提出時又は政府予算案の閣議決定時に公表するものとする。

#### 第5 事業評価監視委員会

再評価の実施主体は、再評価に当たって学識経験者等の第三者から構成される委員 会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

1 事業評価監視委員会の設置

再評価の実施主体の長は、再評価の実施に当たり第三者の意見を求める諮問機関として、学識経験者等から構成される委員会(以下、「事業評価監視委員会」という。)を設置するものとする。事業評価監視委員会は、地方建設局等、都道府県、政令市、公団ごとに原則として1つ設置するものとするが、地方公共団体については、必要に応じ事業の種類を勘案して複数設置することも考えられる。なお、市町村等(政令市を除く)は、自ら事業評価監視委員会を設置する方法に代えて、都道府県の事業評価監視委員会に依頼する方法も採りうるものとする。

2 事業評価監視委員会における審議対象事業

再評価の実施主体は、再評価を実施する事業の一覧表を作成し、事業評価監視委員会に提出するものとする。事業評価監視委員会においては、再評価を実施する事業の 中から、各事業を取りまく社会状況等を勘案して、委員により事前に抽出された事業 の対応方針(原案)について審議するものとする。

- 3 事業評価監視委員会の役割
- 事業評価監視委員会は、再評価の実施手続きを監視し、当該事業に関して再評価の 実施主体が作成した対応方針(原案)に対して審議を行い、不適切な点又は改善すべ き点があると認めたときは、意見の具申を行うものとする。
- 4 事業評価監視委員会における審議方法

審議方法は、各事業評価監視委員会が決定する。その際、審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

- 5 事業評価監視委員会の意見の尊重 再評価の実施主体の長は、事業評価監視委員会より意見の具申があったときは、こ れを最大限尊重し、対応を図るものとする。
- 6 河川整備計画の策定・変更の手続きによる場合の取扱 河川事業、ダム事業については、河川整備計画の策定・変更の際、河川法に基づき、 学識経験者、関係住民、地方公共団体の長の意見を聴くに当たって、学識経験者等か ら構成される委員会等が設置される場合は、事業評価監視委員会に代えて、当該委員 会において審議を行うものとする。
- 第6 評価の方法
  - 1 評価手法
  - (1)評価手法の策定

建設省の公共事業の評価システムに関する検討委員会(以下、「評価システム検 討委員会」という。)に、原則各事業ごとに評価に関する検討を行う部会(以下、 「評価検討部会」という。)を設置する。評価検討部会は、各事業ごとに再評価を 行う際に整理すべき指標、対応方針を決定する際の判断基準等(以下、「評価手 法」という。)を策定し、評価システム検討委員会に報告するものとする。評価シ ステム検討委員会は、必要に応じて、各事業ごとの評価手法の調整を行うものとす る。なお、各地方公共団体には、本省が策定した評価手法を参考として、送付する ものとする。

(2)評価の視点

評価を行う際の視点は以下のとおりとする。 ①事業の進捗状況 ②事業を巡る社会経済情勢等の変化 ③事業採択時の費用対効果分析の要因の変化 ④コスト縮減や代替案立案等の可能性

(3)事業の状況に応じた評価手法の設定

事業採択後長期間が経過している事業の再評価を行うに当たって、再評価の実施 主体が、事業の進捗状況、地元情勢等から判断し、チェックリスト等による評価手 法、詳細な評価手法等事業の状況に応じて適切な評価手法を設定するものとする。 なお、チェックリスト等の評価手法による再評価により要因の変化等が認められた 場合には、詳細な評価手法による再評価を実施するものとする。別紙-7にフロー イメージを示す。

- 2 大規模公共事業に関する総合的な評価システムの運用
- 直轄、公団施行の大規模事業について現在運用している「大規模公共事業に関する総合的な評価システム」(平成7年11月7日建設事務次官通知)は、個別大規模事業に対して、地元の意見を反映させる方策として、本再評価システムの手続きとして位置付け、引き続き運用するものとする。(別紙-4参照)

ただし、ダム・堰、大規模放水路については、現在ダム等事業審議委員会が継続中の事業を除き、河川整備計画の策定・変更の手続きの活用を図るものとする。

- 第7 その他
  - 1 地方公共団体に対する要請 建設省は、地方公共団体に対して、評価体制、評価手法の整備を要請するものとす る。
  - 2 本省と各再評価の実施主体との密接な連携、調整 本省の事業所管部局と各再評価の実施主体は、ヒアリング、相談等により、密接な 連携、調整を図るものとする。
  - 3 北海道、沖縄における事業の取扱 北海道開発庁、沖縄開発庁に予算が一括計上される事業については、これらと十分 調整を図るものとする。
  - 4 事業を中止する場合の課題 事業を中止する場合には、国庫補助金等の取扱い、借入金の処理、買収した用地の 取扱い、未完成の施設の取扱い、地元住民等との調整等の課題があるため、評価シス テム検討委員会において、各事業共通で対応を図るべき事項について検討を行いとり まとめるものとする。
  - 5 事業ごとの実施要領の細目 各事業所管部局は、本要領に基づき、各事業ごとの再評価についての実施要領の細 目を定めるものとする。

8

第8 施行期日

本要領は、平成11年8月13日から施行する。

再評価システムの対象とする代表的な事業

事業名		公団施行事業	補助事業等	事業所管部局
官庁営繕事業	0			官庁営繕部
都市公園等事業	0	0	0	都市局
土地区画整理事業	••••• •	0	0,	建設経済局 都市局
下水道事業		_	0	都市局
市街地再開発事業	_	0	0	都市局・住宅局
河川事業	0	0	0	河川局
ダム事業	0	0	0	河川局
砂防・地すべり対 策・急傾斜地崩壊 対策・雪崩対策・ 海岸事業	0		Ο	河川局
道路、街路事業	0	0	0	道路局・都市局
公営住宅整備事業 等	_	<u> </u>	0	住宅局
住宅宅地関連公共 施設整備促進事業		0	0	建設経済局 住宅局
住宅市街地整備総 合支援、密集住宅 市街地整備促進、 住宅地区改良事業 等	. —	0	0	住宅局

注)1)管理に係る事業等を除く。 2)官庁営繕事業については、建設省所管予算に係るものに限る。

Э

#### 別紙-2

「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

·····						
事業名	事業採択後一定期間経過後で未着工の事業					
<b>₱</b> ★ ┒	事業採択の定義	一定期間	未着工の定義			
官庁営繕事業	事業費の予算化	3 年間	工事に未着手			
都市公園等事業	事業費の予算化	5 年間	用地買収手続、工事ともに未着手			
土地区画整理事業	事業費の予算化	5 年間	用地買収手続、仮換地指定、建物 移転、工事ともに未着手			
下水道事業	事業費の予算化	5 年間	用地買収手続、工事ともに未着手			
市街地再開発事業	事業費の予算化	5 年間	権利変換計画または管理処分計画 が未決定、かつ用地買収手続きに 未着手			
河川事業	事業費の予算化	5 年間	用地買収手続、工事ともに未着手			
ダム事業	事業費の予算化	5 年間	補償基準が未妥結または工事に未 着手			
砂防・地すべり対 策・急傾斜地崩壊 対策・雪崩対策・ 海岸事業	事業費の予算化	5 年間	用地買収手続、工事ともに未着手			
道路、街路事業	事業費の予算化 (高度自動車目道及び都市高速 道路は、I事実施計回図可)	5 年間	用地買収手続、工事ともに未着手			
公営住宅整備事業 等	事業費の予算化	5 年間	工事に未着手			
住宅宅地関連公共 施設整備促進事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通 常事業に準じて設定					
住宅市街地整備総合支援、密集住宅 市街地整備促進、住宅地区改良事業 等	事業費の予算化	5 年間	用地買収手続、工事ともに未着手			

(

注)事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業 については、「事業採択」の定義の「事業費が予算化された時点」又は「準備・計 画段階」の定義における「着工準備費が予算化された時点」を「都市計画の決定又 は変更が行われた時点」に読み替えることができる。

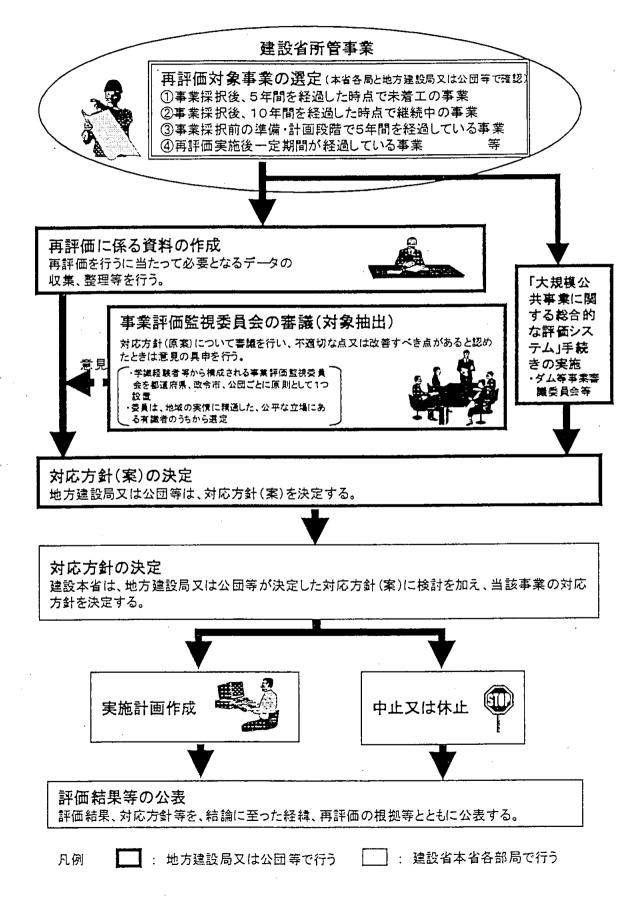
### 「再評価実施後一定期間」の定義

事業名	直轄事業	公団施行事業	補助事業等	事業所管部局
官庁営繕事業	5年	·	—	官庁営繕部
都市公園等事業	10年	5年	5年	都市局
土地区画整理事業		5年	5年	建設経済局 都市局
下水道事業		-	10年	都市局
市街地再開発事業		5年	5年	都市局・住宅局
河川事業	5年	5年	5年	河川局
ダム事業	5年	5年	5年	河川局
砂防・地すべり対 策・急傾斜地崩壊 対策・雪崩対策・ 海岸事業	5年		5年	河川局
道路、街路事業	5年	5年	5年	道路局・都市局
公営住宅整備事業		_	5年	住宅局
住宅宅地関連公共 施設整備促進事業 等		5年	5年	建設経済局 住宅局
住宅市街地整備総 合支援、密集住宅 市街地整備促進、 住宅地区改良事業 等	_	5年	5年	住宅局

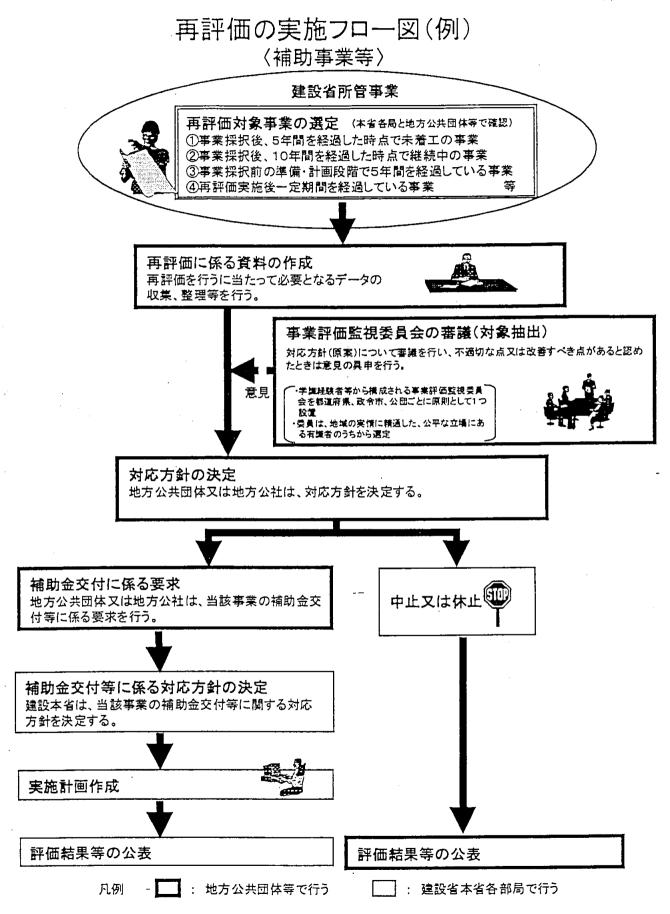
(

注) 平成10年度に再評価を実施した事業については、必要に応じて、本表に示す期間 内に再評価を実施することができる。

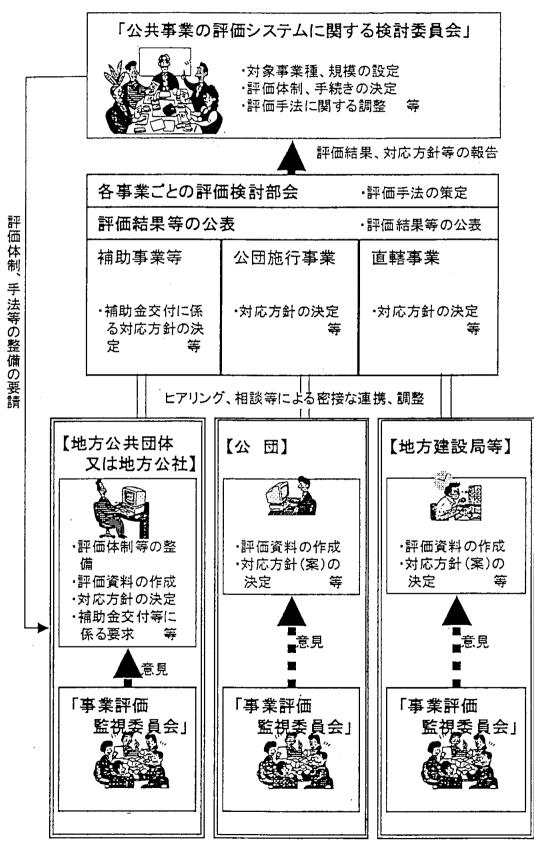
## 再評価の実施フロー図(例) (直轄又は公団施行事業)



別紙-5

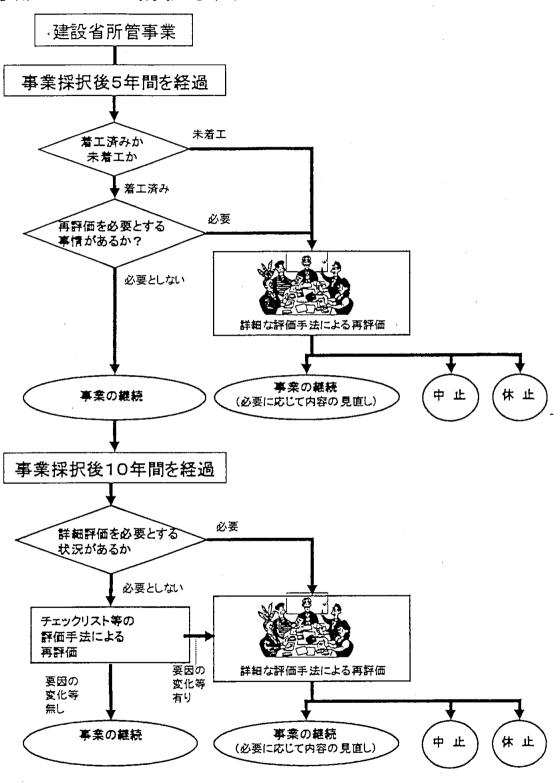


再評価のシステムイメージ図



注)公団施行事業のうち公団に対する補助 事業については「補助事業等」に準ずる

事業の状況に応じた評価手法について(フローイメージ)



<ul> <li>第3 再評価を実施する事業</li> <li>1 事業採択後一定期間を経過した後も未着工の事業</li> <li>この場合において、「事業採択」とは、「事業が予算化された 時点」、「一定期間」とは、「5年間」、「未着工の事業」とと は、・・・「未着工の事業」とはしないものとする。具体的 には別紙-2のとおりとする。</li> <li>二は別紙-2のとおりとする。</li> </ul>	現実施要領	変	更
時点」、「一定期間」とは、「5年間」、「未着工の事業」と点」、「一定期間」とは、「5年間」 <u>(但し、「その他施設費</u> 」 は、・・・「未着工の事業」とはしないものとする。 <u>具体的に該当する事業については「3年間」)、</u> 「未着工の事業」と には別紙-2のとおりとする。 ・・・「未着工の事業」とはしないものとする。具体的な例は別			
	この場合において、「事業採択」とは、「事業が予算化された 時点」、「一定期間」とは、「5年間」、「未着工の事業」と は、・・・・「未着工の事業」とはしないものとする。 <u>具体的</u>	点」、「一定期間」と に該当する事業につい は、・・・ ・・「未着工の事業	は、「5年間」 <u>(但し、「その他施設費」</u> ては「3年間」)、 」とはしないものとする。具体的な例は別

,

,

. .

တ

\_

参考

現 実 施 要 領	変更
2 事業採択後長期間が経過している事業	
<ul> <li>・・「10年間を経過した時点で、一部供用されている事業を含め、継続中の事業」とする。</li> </ul>	・・・「10年間を経過した時点で、一部供用されている事業を 含め、継続中の事業 <u>(但し、「その他施設費」に該当する事業に</u> ついては、「7年間経過した時点で継続中の事業」)とする。
<u>なお、社会的状況の急激な変化等により、再評価の実施主体</u> が再評価を実施する必要性があると判断した場合には、随時再 評価を実施するものとする。	f5 留意事項」へ記述位置を変更した。
	*
3 事業採択前の準・計画段階で一定期間が経過している事業	
・・・着工準備費が予算化 <u>されて</u> から事業採択に至るまでの 段階、ダム事業については、実施計画調査費が予算化 <u>されてか</u> ら河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし・・	・・・着工準備費が予算化 <u>された時点</u> から事業採択に至るまでの 段階、ダム事業については、実施計画調査費が予算化 <u>された時点</u> から河川整備計画に位置づけられるまでの段階」とし・・
	<u>4 再評価実施後一定期間が経過している事業</u> <u>再評価実施後一定期間が経過している事業については、事業期</u> 間等を考慮し、再評価を実施することとする。この場合におい て、「再評価実施後一定期間が経過している事業」とは「再評価 実施後に別紙-3の期間を示す期間を経過した時点で継続中又は 未着工の事業(一部供用事業を含む。)」を示すものとする。

.. . . .

. .

現 実 施 要 領	変更
4 留意事項	5 留意事項
事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定 <u>若</u> しくは変更が行われた事業については、「事業採択」の定義の 「事業費が予算化された時点」を「都市計画の決定若しくは変 更が行われた時点」に読み替えることができる・・・・	価を実施する必要性があると判断した場合には、随時再評価を実
	② 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又 は変更が行われた事業については、「事業採択」の定義の「事業 費が予算化された時点」又は <u>「準備・計画段階」の定義における</u> 「着工準備費が予算化された時点」を「都市計画の決定又は変更 が行われた時点」に読み替えることができる・・・
第4 再評価の実施及び結果等の公表	
再評価の実施フロー図(例)を <u>別紙-3</u> に、再評価のシステム イメージを <u>別紙-4</u> に示す。	再評価の実施フロー図(例)を <u>別紙ー4、5</u> に、再評価のシステ ムイメージを <u>別紙ー6</u> に示す。
1 再評価の実施手続	
(2) 再評価の実施時期は以下のとおりとする。	
① 事業採択後一定期間を経過した後も未着工の事業にあって は、事業採択後5年目の年度末までに実施する。	① 事業採択後一定期間を経過した後も未着工の事業にあって は、事業採択後5年目の年度末 <u>(但し、「その他施設費」に該当 する事業については、事業採択後3年目の年度末)</u> までに実施す る。
② 事業採択後長期間が経過している事業にあっては、事業採択後10年目の年度末までに実施する。	② 事業採択後長期間が経過している事業にあっては、事業採択後10年目の年度末(但し、「その他施設費」に該当する事業については、事業採択後7年目の年度末)までに実施する。
	④ 再評価実施後一定期間が経過している事業等にあっては、再 評価実施時から別紙-3に示す期間経過後の年度末までに実施す る。

18

.

現 実 施 要 領	変	更
(3) 再評価実施主体の役割は以下のとおりとする。		
① 直轄事業において、地方建設局等は、関係する地方公共団体の意見の聴取、再評価を行うに当たって必要となるデータの 収集、整理等(以下、「再評価に係る資料の作成」という。) を行い、継続(必要に応じて事業手法、施設規模等内容の見直 し)、事業の休止若しくは中止の方針(これらに伴う事後措置 を含む)(以下、「対応方針」という。)(案) <u>の作成を行</u> う。	の意見の聴取 <u>等、</u> 再評 集、整理等(以下、「 うとともに、継続(必 直し、配慮すべき事項	価を行うに当たって必要となるテータの収 再評価に係る資料の作成」という。)を <u>行</u> 要に応じて事業手法、施設規模等内容の見 )、休止又は中止の方針(これらに伴う事
② ・・・対応方針(案) <u>の作成を行う。</u>	② ・・・対応方針(3	案) <u>を決定して、本省に送付する。</u>
③ ・・・再評価に係る資料 <u>を作成し、対応方針を決定した上で、</u> 必要な場合は・・・	<ol> <li>・・・再評価に係 決定して、本省に送付</li> </ol>	る資料 <u>の作成を行うとともに、対応方針を</u> し、必要な場合は・・・
第5 事業評価監視委員会		
1 事業評価監視委員会の設置		
なお、市町村(政令市を除く)は、自ら事業評価監視委員会 を設置する方法に代えて、都道府県の事業評価監視委員会に依 頼する方法も・・・		令市を除く)は、自ら事業評価監視委員会 て、都道府県の事業評価監視委員会に依頼

,

19

現 実 施 要 領	変更
2 事業評価監視委員会における審議対象事業	
再評価の実施主体 <u>の事業評価監視委員会事務局</u> は、再評価を実施する事業の一覧表を作成し、事業評価監視委員会に提出する ものとする。・・・事前に抽出された事業について審議する	再評価の実施主体は、再評価を実施する事業の一覧表を作成し、 事業評価監視委員会に提出するものとする。・・・・事前に抽出 された事業 <u>の対応方針(原案)について</u> 審議する・・・・
3 事業評価監視委員会の役割	
事業評価監視委員会は、当該事業に関して再評価の実施主体が 作成した対応方針( <u>事務局</u> 案)に対して・・・	事業評価監視委員会は、 <u>再評価の実施手続きを監視し、</u> 当該事業 に関して再評価の実施主体が作成した対応方針( <u>原案</u> )に対して ・・・・
6 河川整備計画の策定・変更の手続きによる場合の取扱	
・・・聴くに当たって、 <u>これらの者</u> から構成される・・・	・・・聴くに当たって、 <u>学識経験者等</u> から構成される・・・

20

現実施要領	変 更
<ul> <li>第6 評価の方法</li> <li>1 評価手法の策定</li> <li>(1)評価手法の策定</li> <li>建設省の公共事業の再評価システムに関する検討委員会(以下、「再評価システム検討委員会」という。)に・・・・を策定し、<u>再評価</u>システム検討委員会に報告するものとする。</li> <li>(3)事業の状況に応じた評価手法の設定</li> <li>・・・<u>別紙-5</u>にフロー図を示す。</li> </ul>	建設省の公共事業の <u>評価</u> システムに関する検討委員会(以下、 「 <u>評価</u> システム検討委員会」という。)に・・・を策定し、 <u>評</u> 価システム検討委員会に報告するものとする。 ・・・ <u>別紙-7</u> にフロー図を示す。
	直轄、公団施行の大規模事業について・・・本再評価システム の手続きとして位置付け、・・・引き続き運用するものとする。 ( <u>別紙-4参照</u> ) ただし、ダム・堰、大規模放水路については、現在ダム等事業 審議委員会が継続中の事業を除き、河川整備計画の策定・変更の 手続きの活用を図るものとする。
第8 施行期日 本要領は、 <u>平成10年4月1日から</u> ・・・	本要領は、 <u>平成11年8月13日から</u> ・・・

 $\Sigma_1$ 

#### (2月紙一1)

再評価システムの対象とする代表的な事業

事 業 名	直枯事养	公田施行事業	補助事業等	事業所著部局
官庁営用事業	· 0			官庁営繕部
都市公園事業	0	0	0	都市局
出也区间施理冲流		0	0	建設建流局 都市局
下水道非紫			0	都市局
市街地再開発事業		0	0	都市局,住宅局
阿川非菜	0	0	0	河川局
ダム事業	0	0	0	何川局
砂防 · 急原料地崩 限対策 · 海岸事業	0		0	河川局
道路、街路事業	0	0	0	道路局・都市局
公营住宅整備事業			0	住宅局
住宅宅地関連公共 施設整備促進事業		0	0	連設経済局 住宅局
住宅市街地整備総 合支援、密集住宅 市街地整備促進、 住宅地区改良事業		0	0	住宅局

(注) 1) 管理に係る事業等を除く。

22

2) 官庁営繕事業については、建設省所管予算に係るものに限る。

#### 再評価システムの対象とする代表的な事業

.... •

耶菜名	直轄事業	公団施行事業	捕助事業等	事業所管部局
官庁営繕事業	ο.	-	_	官庁堂経制
都市公園等事業	0	0	0	都市局
土地区画整理事業		0	0	建设 <b>投济局</b> 都市局
下水道事業	8	-	0	都市局
市街地再開発事業	-	0	0	都市局・住宅局
河川事業	0	0	0	河川局
ダム事業	0	0	0	河川局
砂防 - 地すべり対 策・急傾斜地崩壊 対策・雪崩対策・ 海岸事業	0	-	0	河加局
道路、街路事業	0	0	0	道路局·都市局
公営住宅整備事業 等		-	0	住宅局
住宅宅地関連公共 施設設備促進事業	-	0	0	建設程济局 住宅局
住宅市街地整備総 合支援、密集住宅 市街地整備促進、 住宅地区改良事業 券	-	0	0	住宅局

1

注)1)管理に係る事業等を除く。 2)官庁業繕事業については、建設省所管予算に係るものに限る。

别紙一1

• 2

#### (別紙一2)

#### 「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

		-		
事業名	事業採択後一定期間経過後で未差工の事業			
Ŧ	事業採択の定義	一定期間	未着工の定義	
官庁営繕事業	事業費の予算化	5 年間	工事に未着手	
都市公園事業	事業費の予算化	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手	
土地区画整理事業	事業費の予算化	5 年間	用地質収手続、仮換地指定、建物 移転、工事ともに未着手	
下水道事業	事業費の予算化	5 年間	用地買収手続、工事ともに未着手	
市街地再開発事業	事業費の予算化	5年間	権利変換計画または管理処分計画 が未決定、かつ用地買収手続きに 未着手	
河川事業	事業費の予算化	5 年間	用地買収手続、工事ともに未着手	
ダム事業	事業費の予算化	5 年間	補償基準が未妥結または工事に未 着手	
砂防・急傾斜地崩 壊対策・海岸事業	事業費の予算化	5 年間	用地買収手続、工事ともに未着手	
道路、街路事業	事業費の予算化 (直直動車通び訪点 面は、14g単語詞)	5 年間	用地買収手続、工事ともに未着手	
公営住宅整備事業	耶業費の予算化	5年間	工事に未着手	
住宅宅地関連公共 施設整備促進事業	道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、通 常事業に準じて設定			
住宅市断地里最帮合支援、霍集住宅 市動地里最定道、住宅地区委良事業	事業費の予算化	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手	

 $\sum_{\omega}$ 

(注)事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定若しくは変更が行われ た事業については、「事業採択」の定義の「事業費が予算化された時点」を「都市 計画の決定若しくは変更が行われた時点」に読み替えることができるものとする。

#### 「事業採択後一定期間経過後で未着工の事業」の定義

事業採択後一定期間経過後で未着工の事業			
事業採択の定義	一定期間	未着工の定義	
事業費の予算化	3 年間	工事に未着手	
事業費の予算化	5 年間	用地買収手続、工事ともに未効手	
事業我の予算化	5 年間	用地買収手続、仮換地指定、建物 移転、工事ともに未着手	
事業費の予算化	5 年間	用地買収手続、工事ともに未着手	
事業費の予算化	5 年間	権利変換計画または管理処分計画 が未決定、かつ用地買収手続きに 未着手	
事業費の予算化	5 年間	用地買収手続、工事ともに未着手	
事業費の予算化	5年間	捕債基準が未妥結または工事に未 着手	
事業費の予算化	5 年間	用地買収手続、工事ともに未着手	
事業費の予算化 (注意)該項目を10部高さ 和は、15実統信意可)	5年間	用地買収手続、工事ともに未着手	
事業費の予算化	5 年間	工事に未着手	
道路、公園、下水道、河川等の公共施設整備事業について、)通 常事業に準じて設定			
事業費の予算化	5 年間	用地買収手続、工事ともに未着手	
	事業採択の定義           事業費の予算化           事業費の予算化	事案採択の定義       一定期間         事案費の予算化       3年間         事素費の予算化       5年間         事素費の予算化       5年間         事業費の予算化       5年間         調は、非就調認可       5年間         道路、公園、下水道、河川電	

注) 事業費又は着工準備費が予算化された後、都市計画の決定又は変更が行われた事業 については、「事業採択」の定義の「事業費が予算化された時点」又は「準備・計 画段階」の定義における「着工準備費が予算化された時点」を「都市計画の決定又 は変更が行われた時点」に読み替えることができる。

「再評価実施後一定期間」の定義

3

24

事業名	直轄事業	公団施行事棄	辅助事業等	事業所管部局
官庁営繕事業	5年	_		官庁営繕部
都市公園等事業	10年	5年	5年	都市局
土地区画整理事業	-	5年	5年	建設
下水道事業	_ ·	-	.10年	都市局
市街地再開発事業	_	5年	5年	都市局・住宅局
河川事業	5年	5年	5年	河川局
ダム事業	5年	5年	5年	河川局
砂防・地すべり対 策・急傾斜地崩壊 対策・雪崩対策・ 海岸事業	5年	_	5年	河川局
道路、街路事業	5年	5年	5年	道路局・都市局
公営住宅整備事業			5年	住宅局
住宅宅地関連公共 施設整備促進事業 等		5年	5年	建設軽済局 住宅局
住宅市街地整備総 合支援、密集住宅 市街地整備促進、 住宅地区改良事業 等	-	5年	5年	住宅局

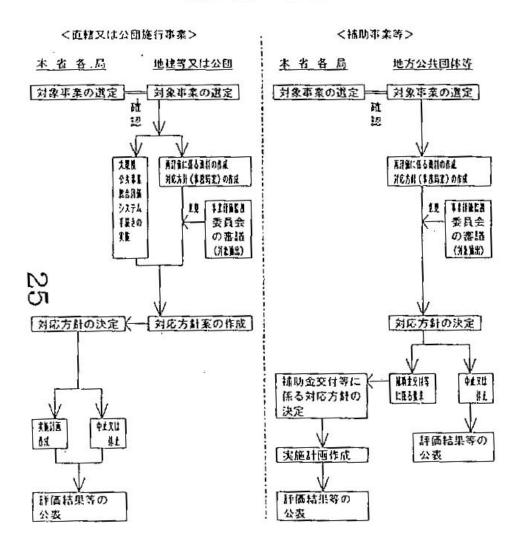
注) 平成10年度に再評価を実施した事業については、必要に応じて、本表に示す期間 内に再評価を実施することができる。

.

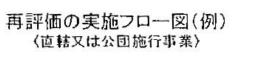
.\*

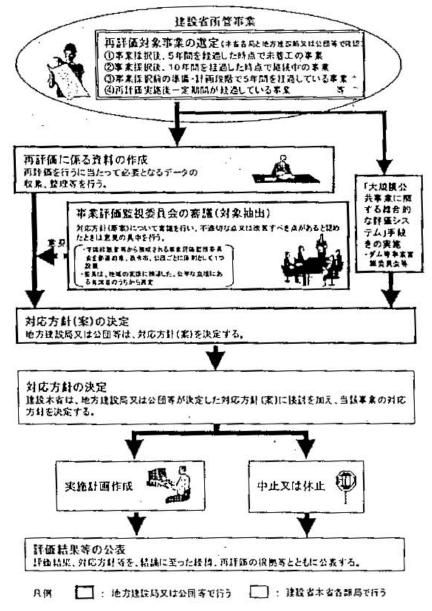
(別紙一3)

再評価の実施フロー図(例)



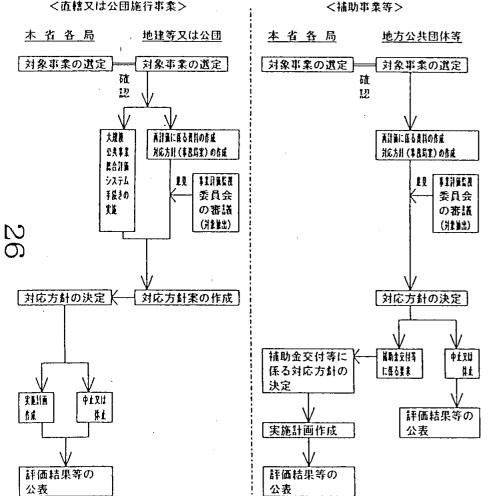
注)公園施行事業のうち、公園に対する福格事業については「福氏事業系」のフローに非ずる。



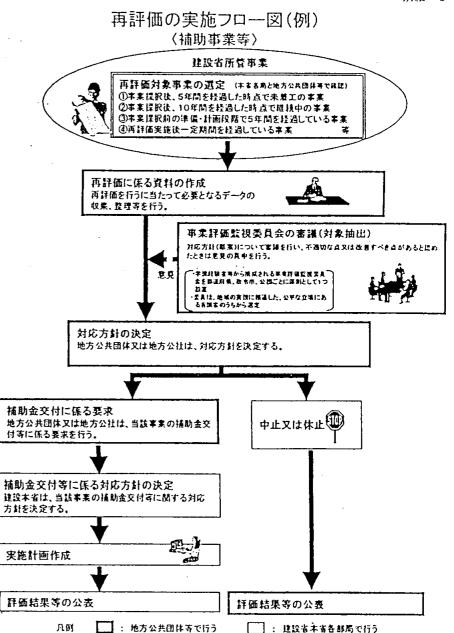


(別紙― 3)

再評価の実施フロー図(例)



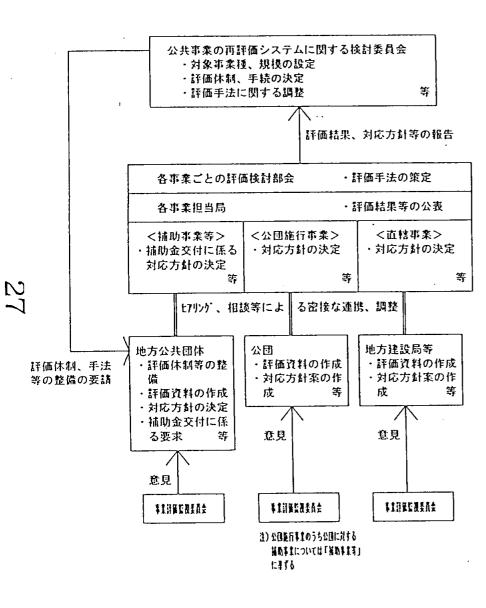
注)公国施行事業のうち、公国に対する諸防事業については『崔騎事業等』のフローに挙ずる。



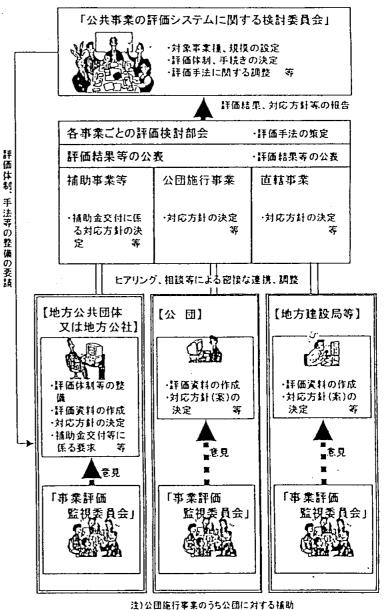
別紙一5

(別紙―4)

再評価のシステムイメージ図

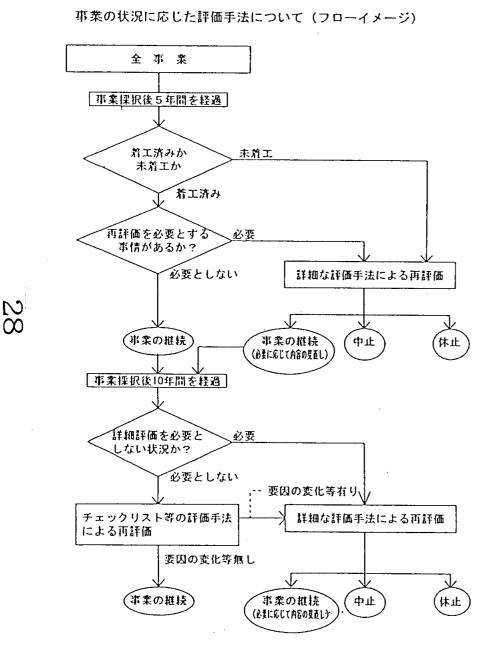


再評価のシステムイメージ図

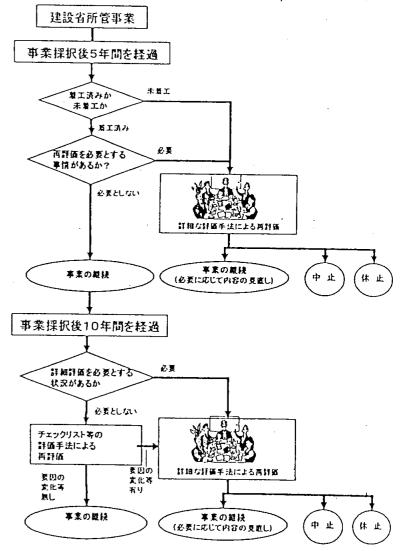


、事実については「補助事実等」に準ずる

(別紙-5)



事業の状況に応じた評価手法について(フローイメージ)



別紙— 7

NO.2 近畿地方建設局 事業評価監視委員会 (平成11年度第3回)

## 建設省所管公共事業の事後評価基本方針(案)について

1

(

事後評価基本方針(案)の概要

1

.

••

ł

(

建設省所管公共事業の事後評価基本方針(案)の概要

1. 目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規 採択時評価、再評価に続いて事後評価を導入する。

事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境影響等の確認を行い、必要に応 じ適切な改善措置を検討するものであり、その結果を同種事業の計画・調査等 へ反映し、事業の効率的、効果的な実施に資する。

2. 基本方針(案)の位置づけ

本基本方針(案)は、事後評価の基本的枠組みを示すものであり、本基本方 針(案)に基づき一部の事業を対象に今年度から試行的に事後評価を実施し、 その試行結果を踏まえて、建設省所管公共事業の事後評価実施要領を策定する。

3. 対象とする事業と事後評価実施主体

(1)事業完了後に国又は公団が施設を管理する事業の場合

建設省が所管する事業のうち、管理に係る事業等を除く全ての事業を対象。 建設省が施設を管理する事業にあっては地方建設局等

- 4. 事後評価の視点
  - ①事業の効果
  - ②事業による環境影響
  - ③事業を巡る社会経済情勢等の変化
  - ④今後の事後評価の必要性
  - ⑤改善措置の必要性
- 5. 事後評価の実施

事後評価の実施手続き

- (1)事後評価の実施
  - ①事業完了後一定期間経過後(原則として事業完了後5年間)の事後評価 の効果の発現が概ね十分で、改善措置が必要でないと判断した場合は、必要な観測によるフォローアップを実施する。
    - ○効果の発現が十分ではないが、今後時間の経過により効果の発現が期待できると判断した場合は、さらに一定期間後(原則としてさらに5年後)に改めて事後評価を実施する。

 $\mathbf{2}$ 

〇効果の発現が十分ではなく、改善措置の検討が必要であると判断した場合は、その内容等を検討し実施した上で、さらに一定期間経過後(原則として5年後)に改めて事後評価を実施する。
 ②実施時期を特定しない事後評価

自然災害(洪水、渇水等)等の発生や、環境への影響、自然・社会経済 情勢の変化等により、事後評価実施主体が事後評価を行う必要があると判 断した場合は、速やかに事後評価を実施する。

(3)改善措置の検討の視点

改善措置の検討は、事業の目的等を踏まえ、運用面、施設面等の視点か ら行う。これらによっても改善できない場合には、必要となる代替措置と 併せて当該施設の機能の変更等を検討する。

# 6. 事業評価監視委員会

事後評価に当たっては、事業評価監視委員会の意見を聞き、その意見を尊重 する。事業評価監視委員会は、事後評価実施主体が作成した対象事業の評価結 果及び改善措置等について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると 認めたときは、意見の具申を行うものとする。

# 7. 評価結果等の公表

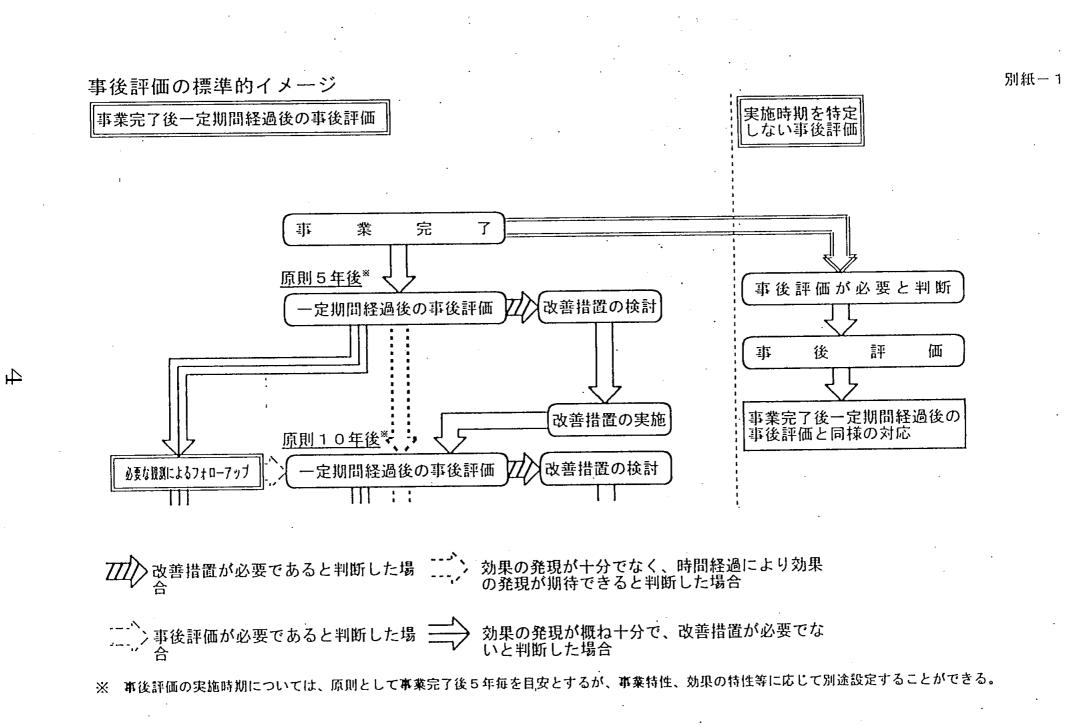
事後評価の結果、対応方針等については、結論に至った経緯等とともに公表 するものとする。

# 8.事後評価の手続きに位置付ける既存の手続き

「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」等、以下の条件を満たす既存の 手続きが行われた場合においては、本基本方針(案)に基づく事後評価の手続 きとして位置付けることができる。

①学識経験者等から構成される委員会により、評価を監視する手続きを有する。

②実施主体は、結果をその評価の経緯等とともに公表する。



建設省所管公共事業の事後評価基本方針(案)

I.

i

(

5

....

建設省所管公共事業の事後評価基本方針(案)

# 第1 目 的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規採 択時評価、再評価に続いて事後評価を導入する。

事後評価は、事業完了後の事業の効果、環境影響等の確認を行い、必要に応じ て適切な改善措置を検討するものであり、その結果を同種事業の計画・調査等へ 反映すること等を企図するものである。

## 第2 基本方針(案)の位置づけ

本基本方針(案)は、事後評価の基本的な枠組みを示すものであり、本基本方 針(案)に基づき一部の事業を対象に試行的に事後評価を実施し、その試行結果 を踏まえて、建設省所管公共事業の事後評価実施要領を策定する。

なお、各事業所管部局は、本基本方針(案)を踏まえ、必要に応じて事業の種 類ごとにその特性等を考慮した事後評価実施方針等を策定するものとする。

- 第3 対象とする事業と事後評価実施主体
  - (1) 事業完了後に国又は公団が施設を管理する事業
    - 対象とする事業

建設省が所管する事業のうち、管理に係る事業等を除く全ての事業を対象 とする。なお、本格的な導入に向けた検討を行うため、事業の種類ごとに一 部の事業を対象に試行するものとする。

② 事後評価実施主体

建設省が施設を管理する事業にあっては地方建設局等とし、公団が施設を 管理する事業にあっては公団等とする。

(2) 事業完了後に地方公共団体等が施設を管理する事業

補助事業等(地方公社事業を含む。)のほか、道路に係る直轄権限代行事業、 直轄砂防事業、直轄海岸事業、直轄地すべり対策事業(以下「権限代行事業等」 という。)の管理段階において地方公共団体に施設を移管する事業については、 一部の事業を対象に試行的に事後評価を実施し、その結果を踏まえて、事後評 価の対象とする事業、実施主体、導入方法等事後評価の進め方を検討するもの とする。

なお、試行に当たっては、以下のとおり実施するものとする。

6

① 補助事業等

補助事業等については、建設省と地方公共団体等が相互に協力して共同で実施し、その結果を同種事業の計画・調査等へ反映することを通じて事業を効率的・効果的に実施するための検討を行うものとする。また、地方公共団体等が自主的に実施する場合において、建設省は必要に応じて協力するものとする。

公団施行事業のうち地方公共団体等が施設を管理する事業については、公 団と地方公共団体等が協力して必要に応じて実施する。

② 権限代行事業等

権限代行事業等については、地方建設局等と関係地方公共団体とが、実施 主体、実施方法等について協議のうえ実施する。

(3) 留意事項

複数の事業が一体となって実施された事業については、各事後評価実施主体等 が調整して事後評価を実施する。

## 第4 事後評価の視点

事後評価を実施する際の視点は以下のとおりとし、それぞれについて各事業ご とに適切な評価項目を設定するものとする。

- 事業の効果
- 事業による環境影響
- 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- ④ 今後の事後評価の必要性
- ⑤ 改善措置の必要性

なお、事業の効果を把握する項目の一つである費用対効果分析については、事業の特性並びに事後評価実施時までの施設の利用状況、費用等の要因の変化及び その原因を踏まえ、分析の対象事業等の検討を行うものとする。

### 第5 事後評価の実施及び結果の公表

事後評価のイメージ図を別紙-1に、実施フロー図を別紙-2に示す。

### 1.事後評価の実施手続き

事後評価の実施

事後評価の実施については以下のとおりとする。なお、事業完了後は適宜観測 等を実施し、事後評価等に活用するものとする。各事業における事業完了の定義 を別紙-3に示す。

7

① 事業完了後一定期間経過後の事後評価

事業完了後一定期間経過後(原則として事業完了後5年後)に事後評価を実施し、当該評価の結果により、以下の対応を標準として進めるものとする。

- 効果の発現が概ね十分で、改善措置が必要でないと判断した場合は、必要な 観測によるフォローアップを実施する。
- 〇 効果の発現が十分ではなく、今後時間の経過により効果の発現が期待できる と判断した場合は、さらに一定期間経過後(原則として5年後)に改めて事後 評価を実施する。
- 〇 効果の発現が十分ではなく、改善措置の検討が必要であると判断した場合は、 その内容等を検討し実施した上で、さらに一定期間経過後(原則として5年後) に改めて事後評価を実施する。

なお、試行に当たっては、データ収集の状況等を踏まえ、事業完了後5年を 経過しない場合においても、事後評価を実施できるものとする。

(2) 実施時期を特定しない事後評価

自然災害(洪水、渇水等)等の事象の発生や、環境への影響、自然・社会経済情勢の変化等により、事後評価実施主体が事後評価を行う必要があると判断した場合は、速やかに事後評価を実施する。また、当該評価以降の事後評価等については、①と同様の対応をとるものとする。

(2) 事後評価実施主体の役割と対応方針の決定

事業完了後に国又は公団が施設を管理する事業について、事後評価実施主体は、 事後評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等及び改善措置の検討 等を行い、必要に応じて本省と協議した上で、対応方針を決定する。

なお、事業完了後に地方公共団体等が施設を管理する事業については、試行結果を踏まえて、事後評価実施主体の役割等について検討するものとする。

- (3) 事業の単位と一部供用開始事業の取扱い
- 事業の単位

事後評価を実施する際の事業の単位は、一貫した事業評価を実施する観点から、 再評価等を実施する単位を基本とするが、場合によっては適切な単位を設定でき るものとする。 一部供用開始事業の取扱い

事業期間が相当長期にわたるもので段階的に供用される事業については、再評価システムにより既供用部分に係る事後評価の視点を盛り込んだ評価を行うこと を検討する。

(4) 改善措置の検討の視点

改善措置の検討は、事業の目的等を踏まえ、運用面、施設面等の視点から行うものとする。なお、これらの検討を踏まえた改善措置によっても改善できない場合には、必要となる代替措置と併せて当該施設の機能の変更等を検討するものとする。

(5) 事業評価監視委員会

事後評価に当たっては、「建設省所管公共事業の再評価実施要領」に基づいて再 評価に当たり設置された学識経験者等の第三者から構成される事業評価監視委員会 の意見を聴き、その意見を尊重するものとする。事業評価監視委員会は、事後評価 実施主体が作成した対象事業の評価結果及び改善措置等について審議を行い、不適 切な点又は改善すべき点があると認めたときは、意見の具申を行うものとする。 なお、事業の状況等により必要と認められる場合等においては、事業評価監視委

員会の意見を踏まえ委員会を設置する等、別途詳細な審議を行うことができるもの とする。

2. 評価結果等の公表

事後評価の結果、対応方針等については、結論に至った経緯等とともに公表する ものとする。

第6 事後評価の手続きに位置付ける既存の手続き

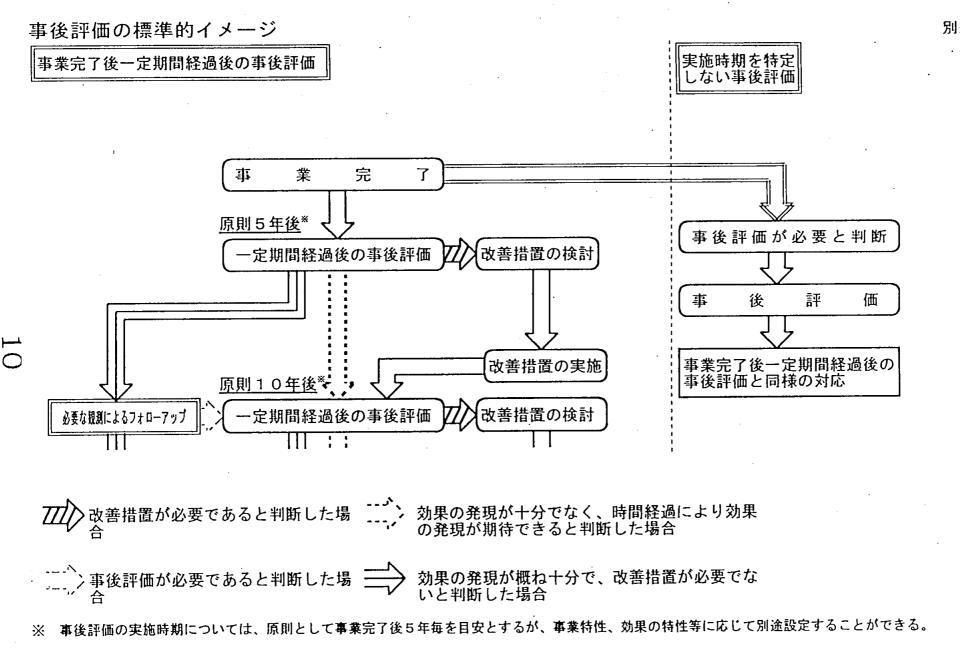
「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」(平成8年2月7日河川局長通達) 等、以下の条件を満たす既存の手続きが行われた場合においては、本基本方針(案) に基づく事後評価の手続きとして位置付けることができる。

学識経験者等から構成される委員会により、評価を監視する手続きを有する。
 実施主体は、結果をその評価の経緯等とともに公表する。

第7 その他

施設の機能の変更等を行う場合には、国庫補助金の取扱い等の課題があるため、 今後検討を行う。

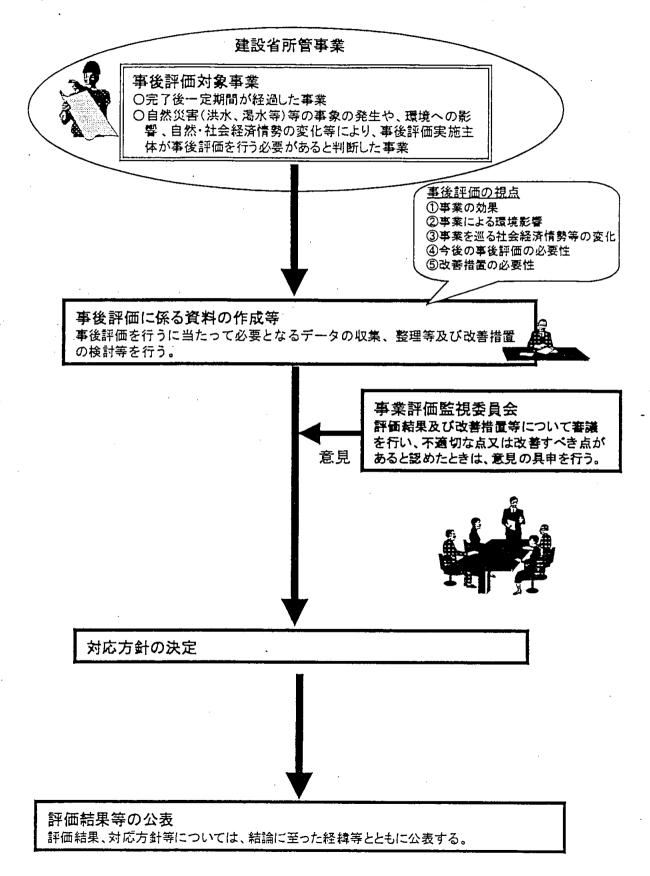
9



別紙一1

別紙-2

事後評価の標準的な実施フロー図(例) 〈事業完了後に建設省又は公団が施設を管理する事業〉



事業完了の定義

所管事業名	事業完了の定義
官庁営繕事業	施設を管理官署に引き渡した時点
都市公園等事業	原則として計画区域全体において、都市公園法第2条の2に基づく供 用開始の公告が行われた時点
土地区国登起事業	原則として換地処分が行われ、清算金の徴収交付事務が終了した時点
下水道事業	全体計画に規定している施設整備が全て完了し維持管理に移行した時点
市街地再開発事業	全ての工事が完了し、清算が行われた時点
河川事業	一連の整備効果を発現する区間が完了した時点
ダム事業	原則として試験湛水(又は試験通水)を開始した時点
砂防事業	原則として全体計画又は一定計画策定単位で整備が完了した時点
海岸事業	背後を海岸災害から防護する一連の海岸について整備が完了した時点
地すべり対策事業	地すべり防止区域における一連の地すべり対策事業が終了した時点
<b>急倾斜地</b> 崩壊対策事業	急傾斜地崩壊危険区域における一連の急傾斜地崩壊対策事業が終了し た時点
雪崩対策事業	雪崩危険箇所における一連の雪崩対策事業が終了した時点
道路、街路事業	原則として事業採択を行った区間又は箇所が全線供用を開始した時点
公営住宅整備事業等	原則として事業単位に含まれる住宅等の施設が全て完成した時点
住宅地区改良事業等	原則として国庫補助事業が完了した時点
住宅宅地翻連公共施設整備促進 事業	原則として道路事業、河川事業等に準ずる
住宅市街地整着総合支援事業	試行結果を踏まえた上で決定
密集住宅市街地整有促進事業	試行結果を踏まえた上で決定

※今後の試行結果を踏まえ、「事業完了の定義」についても再度検討するものとする。

別紙-3

NO.3 近畿地方建設局 事業評価監視委員会 (平成11年度第3回)

近畿地方建設局事業評価監視委員会規則及び

近畿地方建設局事業評価監視委員会運営要領の改定について

# 近畿地方建設局事業評価監視委員会規則

(旧)

- (地冒)
- 第1条 本規則は、建設省所管公共事業の再評価実施要領(平成10年3月27日付建設省技調発第 88号事務次官通達。以下、「要領」という。)に基づいて近畿地方建設局(以下、「地建」 という。)に設置する近畿地方建設局事業評価監視委員会(以下、「委員会」という。)の組 編、委員、会議、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

#### (委員会の事務)

- 第2条 委員会は、近畿地方建設局長(以下、「局長」という。)の委嘱に基づき、次に掲げる事務 を行う。
  - 一 地建が作成した再評価を実施する事業の一覧表の提出及びその事業に対する対応方針(事 務局案)の提出を受け、各事業を取り巻く社会状況等を勘案して、富議対象事業を抽出する とともに、要領に基づく再評価システムの運営状況等について報告をうけること。
  - 二 審議対象事業に関し、地理が作成した対応方針(事務局案)について審議を行い、対応方 針(事務局案)に対し懇見がある場合には、局長に対してその貝申を行うこと。

- (16言)
- 第1条本規則は、建設省所管公共事業の再評価実施要領(平成10年3月27日付建設省技調発第88号事務次官通達。以下、「再評価実施要領」という。)及び建設省所管公共事業の単後評価基本方針(案)(平成11年8月13日付建設省技調発第134号の2事務次官通知。以下、「事後評価基本方針」という。)に基づいて近畿地方建設局(以下、「地建」という。)に設置する近畿地方建設局事業評価監視委員会(以下、「委員会」という。)の組織、委員、会議、庶務その他の委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

(委員会の事務)

- 第2条 委員会は、近畿地方建設局長(以下、「局長」という。)の委嘱に基づき、<u>事業再評価については第一号及び第二号の、事業評価については第三号</u>の事務を行う。
  - 地建が作成した再評価を実施する事業の一覧表の促出及びその事業に対する対応方針(事 務局案)の提出を受け、各事業を取り巻く社会状況等を勘案して、電話対象事業を抽出する とともに、再評価実施要頓に基づく再評価システムの運営状況等について報告をうけること。
     電議対象事業に関し、地建が作成した対応方針(事務局案)について電話を行い、対応方 針(事務局案)に対し意見がある場合には、局長に対してその具中を行うこと。
  - 三事後評価を実施する事業に関し、地律が作成した対象事業の評価結果及び改善措置等(事 務局案)ついて審議を行い、評価結果及び改善措置等(事務局案)に対し意見がある場合に は、局長に対してその見申を行うこと。

# (委員会の委員及び組織)

- 第3条 委員は、学識経験者等から、局長が要嘱する。
  - 2 委員会は、委員10名以内で組織する。
  - 3 局長は、地域の実情等を適切に反映した委員会運営とするため、適宜、第1項に規定する委
  - 員以外に専門の委員(以下「専門委員」という。)を委嘱することができる。
    - 4 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、 前任者の残任期間とする。

#### (委員会の委員及び組織)

第3条 (同左)

# (新)

5一委員は、再任されることができる。	
6 委員は、非常勤とする。	
7 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。	
8、委員長は、会務を総理する。	
9 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。	
10 専門委員は非常勤とし、その任期は、その参加が必要となる委員会の開催日に限りとする。	
(運営)	(運営)
第4条 委員会は、委員長が召集する。	第 4 条 (同左)
2 委員会は、審議方法を定めた近畿地方建設局事業評価監視委員会運営要領を決定する。	
(委員会の庶務)	(委員会の庶務)
第 5 条 委員会の庶務は、近畿地方建設局企画部企画課において処理する。	第5条 (問左)
(その他)	(その他)
第 6 条 地建以外の事業主体が実施する事業が、地建が実施する事業と密接に関連しており、一連の	第6条 地理以外の事業主体が実施する事業が、地理が実施する事業 <u>又は実施した事業</u> と密度に関連しており、
事業として、共同で再評価を実施することが効率的な場合には、当該事業の事業主体の長と局	ー連の事業として、共同で再評価 <u>又は事後評価</u> を実施することが効率的な場合には、当該事業の事業
長は協議し、どちらか一方の事業評価監視委員会を活用等により対応できるものとする。	主体の長と局長は協議し、どちらか一方の事業評価監視委員会を活用等により対応できるものとする。
时息	町見
本規則は、平成10年8月31日より適用する。	本規則は、平成10年 8月31日より適用する。
	一部改正 平成10年12月18日
	<u>一部改正 平成11年 月 日</u>
	1

<del>~</del>.

:

2

,

# 近畿地方建設局事業評価監視委員会運営要領

第2条 委員会の問催は、次の場合に開催するものとし、委員長が召集するものとする。

審議対象事業の抽出に係る審議を行う場合

方針(事務局案)に係る審議を行う場合。

四その他、委員長が必要と認める場合

(日前)

(委員会の開催)

.

含.

第 1 条 木要領は、近畿地方建設局事業評価監視委員会規則(平成10年8月31日付施行。以下、「 規則」と言う。)第4条2項に基づき、近畿地方建設局事業評価監視委員会(以下、「委員会」 と言う。)の審議方法について、必要な事項を定めるものである。

二 審議対象事業のうち、翌年度の概算要求時点において個別箇所が明らかになる事業の対応

三 審議対象事業のうち、前号の事業以外の事業の対応方針(事務局案)に係る審議を行う場

2 委員会は、委員の総数の二分の一以上の出席がなければ、開催することができない。

 $(|\Theta\rangle)$ 

(新)

a since minimizing spaces a st

([]89)

第1条本要領は、近畿地方建設局事業評価監視委員会規則(平成10年8月31日付施行。以下、 「規則」と言う。)第4条2項に基づき、近畿地方建設局事業評価監視委員会(以下、「委員 会」と言う。)の審議方法について、必要な事項を定めるものである。

#### (委員会の開催)

第2条 委員会の開催は、次の場合に開催するものとし、委員長が召集するものとする。

- ・ 再評価を実施する事業の一覧表及びその事業に対する対応方針(事務局案)の提出を受け、

   審議対象事業の抽出に係る審議を行う場合
- 二 審議対象事業のうち、翌年度の概算要求時点において個別箇所が明らかになる事業の対応 方針(事務局案)に係る審議を行う場合。
- 三 審議対象事業のうち、前号の事業以外の事業の対応方針(事務局案)に係る審議を行う場合。
- 四事後評価を実施する事業の評価結果及び改善措置等(事務局室)に係る富諾を行う場合。
- 五 その他、委員長が必要と認める場合
- 2 委員会は、委員の総数の二分の一以上の出席がなければ、 閉催することができない。

<ul> <li>(富議対象事業の抽出)</li> <li>第3条 委員会は、提出された再評価を実施する事業の一覧表及びその事業に対する対応方針(事務</li></ul>	(電議対象事業の抽出)
局案)に基づき、各事業をとりまく社会状況等を勘案して、審議対象事業を抽出する。	第3条 (同左)
(密議) 第4条 委員会は、前条で抽出された審議対象事業について、事業の進捗状況、事業を巡る社会経済	<ul> <li>(電話)</li> <li>第 4 条 委員会は、前条で抽出された審議対象事業<u>又は事後評価を実施する事業</u>について、事業の進</li> <li>         ・ 掛状況、事業を巡る社会経済情勢等の変化等、又は事業の効果、事業による環境影響等を勘案     </li> </ul>

情勢の変化等を勘案して、適正な事業再評価がなされているか審議するものとする。

2 委員会は、審議対象事業について、地連が作成した対応方針(事務局案)に対して意見がある場合には、委員長が委員会で審議された意見をとりまとめて地建局長にその具申を行うものとする。

#### (審議過程の透明性の確保)

- 第 5 条 委員会の審議過程の透明性の確保を図るため、委員の氏名、会議の開催については、あらか じめ公表するものとする。
  - 2 委員会の会議については、討議の自由性を確保するため非公開とする。
  - 3 委員会の会議内容の公開は、議事録により行うものとする。
  - 4 委員会の会議に提出された以下の資料等については、議事録の公開に合わせ、公表するもの

#### とする。

(外部専門家の意見の聴取)

附 則

- ・再評価を実施する事業の一覧表
- ・再評価に係わる資料

の意見を聴取することができる。

ただし、公表することが適切でないと判断するものについては、委員会の了解を得て公表しないものとする。

5 読事録の公開、会議に提出した資料等の公表は、会議終了後速やかに行うものとする。 ただし、継続審議となった場合には、審議終了後に審議経過を含めて公表するものとする。

第一6条 - 委員会は、事業特性や技術的判断等が反映可能な運営を図るため、必要に応じ、外部専門家

して、適正な事業再評価又は事後評価がなされているか審議するものとする。

2 委員会は、<u>再評価については</u>審議対象事業について地運が作成した対応方針(事務局案)、 <u>事後評価については地運が作成した評価結果及び改善措置等(事務局案)</u>に対して意見がある 場合には、委員長が委員会で審議された意見をとりまとめて地運局長にその具申を行うものと する。

#### (審議過程の透明性の確保)

- 第5条 委員会の審議過程の透明性の確保を図るため、委員の氏名、会議の開催については、あらか じめ公表するものとする。
  - 2 委員会の会議については、討議の自由性を確保するため非公開とする。
  - 3 委員会の会議内容の公開は、議事録により行うものとする。
  - 4 委員会の会議に提出された以下の資料等については、議事録の公開に合わせ、公表するもの とする。
    - ・再評価を実施する事業の一覧表
    - ・再評価に係わる資料
    - <u>・事後評価に係わる資料</u>

ただし、公表することが適切でないと判断するものについては、委員会の了解を得て公表し ないものとする。

5 議事録の公開、会議に提出した資料等の公表は、会議終了後速やかに行うものとする。 ただし、継続審議となった場合には、審議終了後に審議経過を含めて公表するものとする。

#### (外部専門家の意見の聴取)

第6条 (同左)

4

附 則 本要領は、平成10年9月3日より適用する。

本要領は、平成10年9月3日より適用する。

#### <u>一部改正:平成11年 月 日</u>

NO.4 近畿地方建設局 事業評価監視委員会 (平成11年度第3回)

# 事業再評価対象箇所の位置図及び一覧表

Ĺ

ť

(道路事業)

# 再評価対象道路事業一覧

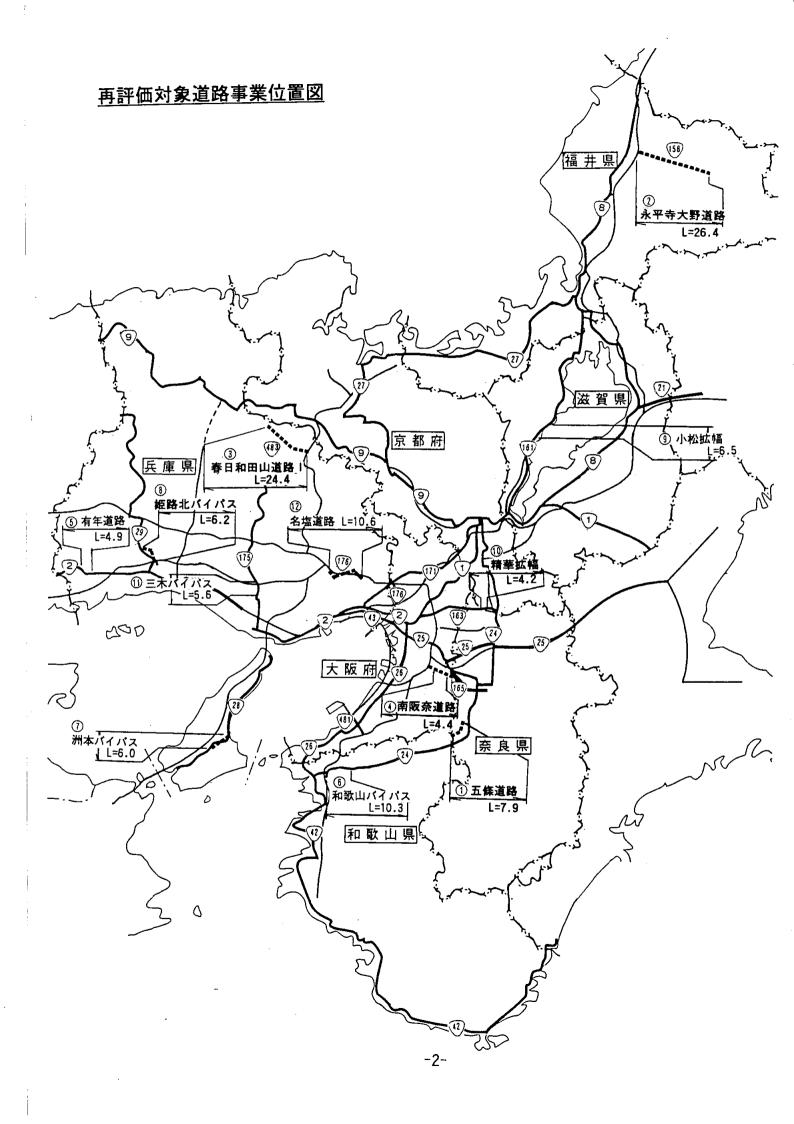
į.

ł

(

# 道路事業

No.	路線番号	事	業	名	府県市名	備考
高規相	各幹線道路					······································
1	24	こじょう 五條道	路		奈良県	
2	158	えいへいじ 永平寺	大野道		福井県	
3	483	かすがわ 春日和	だやま 田山道	路I	兵庫県	
地域高	高規格道路					
4	165	かなみはんな 南阪奈	道路		大阪府	
一般已	文築					
5	2	うね 有年道	路		兵庫県	
6	24	<sup>わかやま</sup> 和歌山			和歌山県	
7	28	ずもと 洲本バ			兵庫県	
8	29	ひめじきた 姫路北	バイパ	ス	兵庫県	
9	161	こまっ 小松拡	幅		滋賀県	
10	163	精華拡	幅		京都府	
11	175	≝木バ	イパス		兵庫県	
12	176	なじる 名塩道	路	兵庫県		



#### 一覧表.XLS1999/12/7

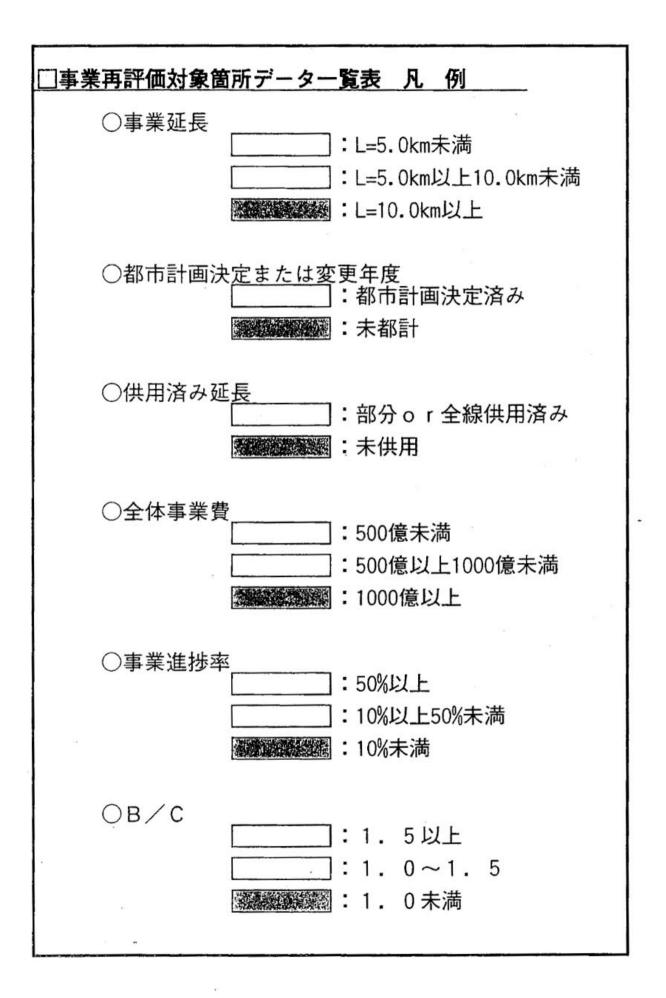
#### 事業再評価を実施する事業の一覧表(道路事業)

#### **事業再評価対象箇所に関するデーター覧表**

					fiに関するデー	ター覧表				Territo I								
No.	項目	府県	· 種別 ※2	戦 路胡 河  2 : 番号	菌所名	<b>峯茱観要</b>	本業 延長 (km)	事業化 年度	都市計画 決定又は 変更年度	用地 工事 着手 童手 年度 年度	み延長	全体 事業費 (進円)	事業 進捗率 ※4	事業をとりまく社会状況等	事業の状況及び今後の見通し	地方公共団体の要望等	в∕с	対応方針 (事務周案)
1	(2)	奈良	T	2	4 五條道路	<ul> <li>・広は交通ネットワーク整備</li> <li>・現道24号の交通混雑の線和、交通安全の確保</li> <li>・広は交流の促進</li> </ul>	7.9	S48	H2	S63 H2		770	34% (41%)	・T6=20641台/日 T9=22875台/日 ・混端度 1.72 ・主要渋滞ポイント 木陣交差点弛1ヶ所 ・夜間要導限度を超過	・用地買収及び工事促進中	奈良県: 柔促進 五條市: 秦保健進	4.1	奉乗継続
2	32	福井	×	; 15	8永平寺大野道路	- 広域交通ネットワーク整備 - 現道158号の交通混雑の緩和、交通安全の確 保 の促進 - 広域交流		H2	H4	H4 H10	1.		15 <b>%</b> (21%)	- 16≕10631 台/日 19┉12876台/日 - 退備度 1,52 - 主要波滞ポイント 増名文査点他1ヶ所 - 奥越高原リゾート構想関連	・用地質収及び工事促進中 -	福井県: 卒 典促進 福井市: 享 美促進 松岡町: 宰 美促進 永平寺町: 宰 美促進 上志比村: 李 美促進 勝山市: 事 美促進	2.1	事業継続
		兵庫		48	3 奉白和田山道路(	- 広域交通ネットワーク整備 ・但為、丹波地域と京阪神都市園との連携強化 - 広域交流の促進		H2	_	H4 H8				- 16=18633台/日 19⇒17896台/日 - 混雜度 1.41	- 用地買収及び工事促進中 - 五箇年計画内の供用を目標	兵⁄康渠:	2.1	事業継続
4	Q		地震	5 16	5 南阪亲道路	<ul> <li>広域交通ネットワーク整備</li> <li>大阪府南河内地域の現道165号の交通混構の経 和、交通安全の確保</li> <li>大阪都市圏と完良中南部地域の連携強化</li> </ul>	4.4	H2	H2 	H7 H9		730	22% (33%)	・16=20116台/日 19=25830台/日 ・混業度 1.97 ・主要渋滞ボイント 喜志交差点他4ヶ所 ・夜間騒音要勝限度を超過	<ul> <li>・用地質収及び工事促進中</li> <li>・五箇年計画内の供用を目標</li> </ul>	大阪府:事業促進 羽曳野市:事業促進 太子町:事業促進	<b>4.7</b>	<b>辜栗縦続</b>
5	<u>8改</u>	兵庫	2次	*	2 有年道路	・相生~赤穂市域の交通混雑の緩和、交通安全の 確保 ・地域開発計画の支援	4.9	\$60 <sup></sup>	H元	H元 X9		140		<ul> <li>T2=25400台/日 T9=28658台/日</li> <li>- 混雑度).45</li> <li>・土地区画整理事業と一体</li> <li>・在間騒音要請級度を大幅に超過</li> </ul>	<ul> <li>・交差点改良を一部実施</li> <li>・用地買収のための協議実施中</li> <li>・地方自治体が都市計画変更のための地元説明中</li> </ul>	兵庫県:事業促進 相生市:事業促進 赤穂市:事業促進	3.3	事業継続
6	٩	和歌山	2次	τ 2	4 和数山バイパス	- 岩田町、和歓山市内の国道 2 4 号の交通連編の 緩和交通安全の確保		s50	S58	S54 S55	(S61) 1.1 (S63) 1.5 (H元) 1.3 (H5) 6.4 (H9) (3.3) (H11) (0.5) 計 10.3	480	93% (100%)	-16⊫27042台/日 19=28072台/日 - 遅雑度 1,94 - 主要渋滞ポイント 偏前交差点他4ヶ所	• 調查設計促進中	和戰山県:事業促進 岩出町:事業促進	2.0	<b>事業総統</b>
7	0	兵庫	2次	2	8 洲本バイパス	・神戸淡路鶴門自動車道淵本।Cと洲本市市街地 のアクセス強化 ・洲本市内の現道28号の交通混雑の緩和、交通 安全の確保	6.0	\$60	S57	563 H元	(H1D) 0.7	, 260	79 <b>X</b>	- T2=17588台/日 T9=23961台/日 - 遅巣度 2.11 - 主要渋滞ポイント 桑間交差点他 2 ヶ所 - 用地交渉離航	<ul> <li>・用地買収及び工事促進中</li> <li>・平成12年度の供用を目標</li> </ul>	兵庫県:	3.2	<b>辜</b> 業継続
			2次		9 姫路北バイバス	・姫路市内の現道29号線の交通混雑の緩和、交 通安全の諸保	6.2	H2 ,	H2	H8 —		250		・T2=13836台/日 T9=14111台/日 ・遅維度 1.41 ・主要渋滞ポイント 石倉交差点 ・夜間騒音要請関度を超過	- 用地實収促進中	兵庫県:事業促進 姫路市:事業促進	2.4	事業継続
1					1 小松蜇幅	- 高島町、志賀町内の現道161号の立通混雑の 編和、交通安全の確保	6.5	S45	<b>351</b>	S45 S47	(\$49) 1.0 (\$63) 1.0	190	14% (19%)	- 16=17653台/日 19=19388台/日 - 混維度 1.28 - 夜間級音要請擬度を超過 - 滋賀南部地域 2 1 世紀活力器創造事業開連	• 調查設計促進中	滋賀県: 事業促進 高島町: 事業促進 志賀町: 事業促進	3.0	<b>享</b> 秉継続
0	0	京都	2次	τ 1 <del>6</del>	3 韓華拉幅	- 精重町、木津町内の現道163号の交通遅維の 緩和、交通安全の諸保 - 関西文化学術研究都市へのアクセス機能の強化	4.2	H2	\$58 5	H10 —		220 X22		- 12=17591台/日 19=20041台/日 - 洗薬度 1.48 - 夜間騒音要請限度を超過 - 間西文化学術研究都市間違	▪ 調查設計促進中 	京都府:事業促進 特載町:事業促進 木津町:事業促進	2.6	事業継続
1	0	兵庫	2次	17	5 三木バイパス	・三木市内の現道175号の交通混雑の線和、交 通安全の譜保	5.6	S45 (H2 4車線化 着手)	553 76	S47 S47	(S54) 3.4 (H8) 1.5	170	96 <b>%</b> 9 5 1 5	- T2=15527名/日 T9=21272合/日 - 遅補度 2.21 - 主要渋滞ポイント 小林交差点	<ul> <li>用地質収及び工事促進中</li> <li>五箇年計画内の供用を目標</li> </ul>	兵庫県:本兼促進 三木市: <b>本兼促進</b>	2.8	事業継続
2	0	兵庫	2次	C 17	5名塩道路	・宝塚市、西宮市内の文逼逸嫌の緩和交通安全の 確保 ・西宮市内の異常質象時通行規制区間の解消		\$60	<b>559</b>	S61 S61	(H3) 0.5 (H5) 1.2 (H10) 0.6	850		- 12☆18781台/日 19→19959台/日 - 遅離度 1.83 - 主要決滞ポイント 生海捕西詰交差点他 1 ヶ所 - 夜満男綺麗度を超過 - 発売乳臭時遠行規制区番		兵軍県:革業促進 西宮市:事業促進 宝壇市:事業促進	4.0	亭棠継続

※1. (高評価該当項目)①事業採択後5年間を経過した未業工事業 ②事業採択後10年間を経過し一部供用を含め繊維中の事業 ③事業採択約の準値・計画段輝で5年間が経過している事業 ④上記に該当しないが事業の進捗状況、地元情勢、社会的状況等により再評価の必要がある事業(備考欄に理由を記入) ※2. (事業預別)高規格:高 地域高規格:地高 一般1次改築:1次 一般2次改築:2次 ※3. (供用済み延長)これまでに間定及び完成供用した延長で、延長の() 書きは暫定事業に供用で聞の4車線化延長 ※4. (事業進捗率)事業費に対する進捗率で() 書きは暫定事業費に対する進捗率

注)「事業の状況及び今後の見通し」欄の供用目標については、用地の進捗が開閉に進んだ場合のものである。また、五箇年内の供用目標には部分供用を含む。 注)一部供用済事業箇所の日/Cについては、全く供用していないものとして試算したものである。



-4-